

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「此花区魅力発信」動画制作 業務委託	映画・ビデオ制作	株式会社K. OFFICE	2,682,933	令和7年7月9日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

- 1 案件名称
「此花区魅力発信」動画制作業務委託
- 2 契約の相手方
名 称 株式会社 K. OFFICE
- 3 随意契約理由

根拠法令	地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由 (随意契約理由番号)	G5
理由詳細	<p>本事業は、2025年「大阪・関西万博」(以下「万博」という。)の開催に伴い、万博のPR動画を制作するとともに、万博開催のご当地区である此花区の魅力を併せてPRし、万博への参加促進、此花区内のまちの盛り上げや回遊性の向上を目的としている。</p> <p>此花区役所では魅力発信動画の企画や制作に関する十分な見識をもっていないことから、魅力発信動画の企画や制作に長けており専門的な知見・ノウハウを有する事業者へ委託し、此花区にする必要がある。</p> <p>一般競争入札によって最も安価な事業者を選定とした場合、契約額が安価になる利点の弊害として、事業者が本事業にふさわしい魅力発信動画を制作できるかという点についての判断が困難となる。そのため、公募型プロポーザル方式により、魅力発信動画の詳細について提案させることで、一定価格の中でも本事業にふさわしい魅力発信動画を制作でき、なおかつ最も質の高い事業者を選定することができるため、今回公募型プロポーザル方式を採用する。</p> <p>学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社 K. OFFICE が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 K. OFFICE と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。</p>

- 4 担当部署
此花区役所 政策共創課 (電話番号 06-6466-9511)